

意見公募手続(パブリックコメント)に係る修正箇所一覧

案件名：鹿屋市再生可能エネルギー発電設備の設置に関するガイドライン

項目	修正前	修正後
第1 (意見13)	このガイドラインは、鹿屋市内において設置される再生可能エネルギー発電設備について、事業者が計画段階において検討すべき事項として、災害の防止や良好な景観の保全、生活環境の保全を図るための配慮事項等を示し、	このガイドラインは、鹿屋市内において設置される再生可能エネルギー発電設備について、事業者が計画段階において検討すべき事項として、 <u>市民の安全・安心を確保するため、災害の防止や生活環境の保全、良好な景観の保全</u> を図る配慮事項等を示し、
第6 (意見16)	(1) 発電設備の設置に伴う災害の防止 (2) 良好な景観の保全 (3) 生活環境の保全	(1) 発電設備の設置に伴う災害の防止 (2) <u>生活環境の保全</u> (3) <u>良好な景観の保全</u>
第6(3) (意見3)	ア 住宅地に近接する場所に発電設備を設置する場合は、電波障害、圧迫感、騒音、悪臭、熱、反射等の発生を防止するため必要な対策を実施することや、発電設備を敷地境界から後退させ、植栽等を設けて遮蔽するなどの対策を講ずること。	ア 住宅地に近接する場所に発電設備を設置する場合は、電波障害、圧迫感、騒音、 <u>振動</u> 、悪臭、熱、反射等の発生を防止するため必要な対策を実施することや、発電設備を敷地境界から後退させ、植栽等を設けて遮蔽するなどの対策を講ずること。
第16(4) (意見10)	(4) 発電設備を廃止又は撤去した場合の対応 事業者は、発電設備を廃止した場合は、その跡地について、そのまま放置せず、速やかに原状復帰に努めるなど、適切な措置を講ずることとし、発電設備を撤去する場合は、関係法令に基づいて、適切な処理を行うこと。	(4) <u>発電事業終了後の対応</u> 事業者は、 <u>発電事業終了後の発電設備をそのまま放置せず、速やかに撤去し、原状復帰に努めるなど適切な措置を講ずること。また、発電設備の撤去に当たっては、関係法令に基づいた適切な処理を行うこと。</u>

<p>第 16 (5) (意見 5、 7、12)</p>	<p>事業者は、自然災害や事故、機器の故障等が発生した場合に速やかに対応できるよう、緊急時の連絡先を示した連絡体制図を提出すること</p>	<p>事業者は、自然災害や事故、機器の故障等が発生した場合は<u>誠意を持って速やかに対応し、近隣関係者等に二次被害が起こらないよう必要な措置を講ずること。</u></p>
---	---	--